

掲示

理事会

2023年6月18日

境谷西第2住宅団地 1階居住者各位

境谷西第2住宅団地管理組合
理事長 共田 香織

専用庭の管理についてのお願い

皆様におかれましては、管理組合の規定に基づいて専用庭を使用して頂いておりますが、残念ながら一部に管理が不十分な専用庭が見られます。

利用中の皆様には、いま一度、規約等を確認のうえ、適正に管理して頂きますようお願いいたします。

境谷西第2住宅団地管理規約 第25条（専用庭の使用）抜粋

- ① 用途は花壇、菜園及び物干し等の通常の庭としての用途であること
- ③ 樹木、工作物は上階及び隣戸に迷惑を及ぼさないように植え付けまたは設置し、かつ維持管理すること。



樹木は高さが2階に届く迄、柵外にはみでない、根が側溝や建屋に被害を及ぼさないように管理して頂くとともに、雑草も美観を損なわないように処理して頂くようお願いいたします。

専用庭の管理は戸別に実施していただくのが原則ですが、やむを得ない事情がある場合は管理事務所に備え付けの『植栽に関する意見・要望書』に記入のうえ、管理組合宛（管理事務所内）ご提出・ご相談いただければ、可能な範囲で対応いたします。

個人で対応ができない、障害となる、また問題がある等の植栽がありましたら、『植栽に関する意見・要望書』にてお知らせください。植栽委員会等にて状況を確認のうえ対処いたします。

掲示許可

7月2日迄

境谷西第2住宅
管理組合